

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕（2023 年度）

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

＜凡例＞

番号 措置確定年月 （地区名）
措置に該当する事象

＜該当するエアバッグ類車上作動処理業務規約の条文番号＞

- 9 2023 年 11 月 （九州地区）
・次工程への引渡車台置き場（解体自動車保管場所重機処理待ち場所等）若しくはエアバッグ作業後の車両置き場（解体作業場含む）にAB未処理状態の車台があった。
＜規約第7条1.(5)＞
- 8 2023 年 10 月 （沖縄地区）
・エアバッグ未処理・未処理部位車台について管理台帳記入（実績報告）やエアバッグ引渡報告が行われていた。
＜規約第7条1.(3)＞
- 7 2023 年 10 月 （中国地区）
・エアバッグ未処理・未処理部位車台について管理台帳記入（実績報告）やエアバッグ引渡報告が行われていた。
＜規約第7条1.(3)＞
- 6 2023 年 9 月 （北海道地区）
・正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。
＜規約第7条1.(5)＞
- 5 2023 年 8 月 （四国地区）
・正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。
＜規約第7条1.(5)＞
- 4 2023 年 8 月 （九州地区）
・正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。
＜規約第7条1.(5)＞
- 3 2023 年 7 月 （中部地区）
・正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。
＜規約第7条1.(5)＞
- 2 2023 年 7 月 （関東地区）
・エアバッグ未処理のトラックキャビンがあった。
＜規約第7条1.(5)＞
- 1 2023 年 6 月 （九州地区）
① 次工程への引渡車台置き場（解体自動車保管場所重機処理待ち場所等）若しくはエアバッグ作業後の車両置き場（解体作業場含む）にエアバッグ未処理状態の車台があった。
② 正当な理由なしに未処理エアバッグ類（インフレーター）を保管していた。
③ エアバッグ未処理・未処理部位車台について管理台帳記入（実績報告）やエアバッグ引渡報告が行われていた。
＜規約第7条1.(3) 及び(5)＞